

学校法人調布学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人調布学園（以下、本学園という。）寄附行為第8条に定める理事及び同第23条に定める監事の報酬の支給について定める。

(報酬の額)

第2条 報酬額は、別表第1による。

2 理事長の報酬は、別表第1による週2日超の勤務する理事の報酬額の3倍を限度として理事会で定めた額とする。

3 常勤監事の報酬は、別表第1による監事の報酬額の5倍を限度として理事会で定めた額とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、本学園職員の支給日の例による。

2 報酬は、役員が就任した日の属する月の翌月から支給し、役員が退任等によりその職を離れた日が属する月まで支給する。

(旅費)

第4条 役員が校務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、本学園職員に対し支給する旅費の例による。

(期末手当、勤勉手当)

第5条 役員で6月1日、12月1日に在職するものに、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の額は、本学園職員の例による支給割合及び支給方法によって支給する。

附 則

(略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 第1

職 名		報 酬 額	備 考
理 事	常 勤 (兼職)	月 額 75,000 円	本学園の職員と兼職する理事
	常 勤 (週2日を超える)	月 額 460,000 円	
	非常勤 (週2日以内)	月 額 200,000 円	
	非 常 勤 (週1日以内)	月 額 50,000 円	
監 事		月 額 60,000 円	